

# 郡山市税等の口座振替事務取扱要領

令和6年1月4日制定

[税務部収納課]

## 第1 趣旨

この要領は、郡山市(以下「本市」という。)の市税及び税外収入(以下「市税等」という。)の納付又は納入(以下「納付」という。)における預金口座振替又は自動払込(以下「口座振替」という。)の円滑な実施を目的として、必要な事務取扱を定めるものとする。

## 第2 対象となる市税等

口座振替により納付することができる市税等は、次に掲げるものとする。

- (1) 個人の市県民税(特別徴収分を除く。)
- (2) 固定資産税(都市計画税を含む。)
- (3) 軽自動車税
- (4) 国民健康保険税(特別徴収分を除く。)
- (5) 後期高齢者医療保険料(特別徴収分を除く。)
- (6) 介護保険料(特別徴収分を除く。)
- (7) 保育料・公立保育所食材料費実費徴収金
- (8) 市営住宅使用料
- (9) 市営住宅駐車場使用料
- (10) 小口収入科目
- (11) 放課後児童クラブ使用料

## 第3 取扱金融機関等

- 1 本市の市税等の口座振替を取り扱うことができる金融機関等(以下「取扱金融機関等」という。)は、地方自治法(昭和22年法律第67号)第235条第2項の規定により本市が指定した指定金融機関(以下「指定金融機関」という。)及び収納代理金融機関(市外の店舗を含む。)とする。
- 2 取扱金融機関等のうち店舗数が2以上のものについては、当該取扱金融機関等との協議により口座振替事務に係る取りまとめを行う店舗(各書類等の取りまとめを行う市内の店舗をいう)を定める。

## 第4 指定預貯金口座

- 1 口座振替をする預貯金口座に指定できる口座(以下「指定預貯金口座」という。)は、市税等の納付の義務者(以下「納付義務者」という。)が取扱金融機関等に有する本人名義の普通預貯金口座(総合口座を含む。)、当座預貯金口座又は納税準備預金口座とする。ただし、納付義務者が取扱金融機関等にこれらの預貯金口座を有する他の者の承諾を得たときは、これを当該納付義務者の指定預貯金口座とすることができる。
- 2 1のうち納税準備預金口座については、前記第2の(1)から(4)に定める市税等に限り、指定預貯金口座とすることができる。

## 第5 口座振替依頼書等による申込み

- 1 納付義務者は口座振替の申込みを、預金口座振替依頼書又は自動払込利用申込書(第1号様式。以下「依頼書」という。)については取扱金融機関等に、預金口座振替申込書又は自動払込受付通知書(第2号様式。以下「申込書」という。)については本市に、それぞれ提出することにより行うことができる。
- 2 依頼書及び申込書(以下「依頼書等」という。)は、取扱金融機関等又は本市のいずれかにまとめて提出することができるものとする。この場合における依頼書等の取扱いについては、次のとおりとする。
  - (1) 取扱金融機関等に納付義務者から依頼書等の提出があったときは、取扱金融機関等が内容に不備がないことを確認の上、これを受理し、申込書を本市に送付する。この場合において、提出された依頼書の内容に不備がある場合には、取扱金融機関等が当該納付義務者に対して不備の理由を通知する。
  - (2) 本市に納付義務者から依頼書等の提出があったときは、必要事項が記載されていることを確認の上、これらを速やかに取扱金融機関等に送付する。
  - (3) (2)の場合において、取扱金融機関等は、依頼書の内容に不備がないことを確認の上、依頼書を受理するとともに申込書を本市に送付する。この場合において、提出された依頼書の内容に不備がある場合には、取扱金融機関等は、当該依頼書に不備の理由を付記して、速やかに依頼書等を本市に返却し、本市が当該納付義務者に対して不備の理由等を通知するものとする。
- 3 取扱金融機関等又は本市は、1及び2の規定による申込みを受理したときは、依頼書控(第3号様式)を納付義務者に返付する。
- 4 本市は、1及び3に規定する依頼書等及び依頼書控の様式を作成し、各取扱金融機関等に配布する。ただし、以下に示す項目が記入できるものであれば、これに準拠する別の様式(以下「準拠様式」という。)を使用することができるものとする。
  - (1) 納付義務者の氏名、生年月日、連絡先及び住所
  - (2) 指定預貯金口座の金融機関の名称及び店舗名、預金種別、口座番号(ゆうちょ銀行にあっては記号及び番号)並びに口座名義人の住所、氏名及び通帳届出印
  - (3) 口座振替により納付しようとする市税等の種類及び振替方法(全期前納又は期別納付のことをいう。ただし、全期前納による納付が可能である市税等以外については、期別での納付のみとする。)
- 5 本市が作成する1及び3に規定する依頼書等及び依頼書控の様式又は4に規定する準拠様式(以下まとめて「口座振替依頼書等」という。)には、その一部又は全部の裏面等に約定(別紙1)又はそれに類するものを明示しなければならない。また本市は、納付義務者から口座振替依頼書等の提出があったときには、当該納付義務者が約定に同意したとみなすものとする。

## 第6 Web 口座振替受付サービスによる申込み

- 1 第5によるほか、本市は、納付義務者が市税等に係る口座振替の申込みを、スマートフォンやパソコン等を用いてインターネット上で行うことができるサービス(以下「Web 口座振替受付サービス」という。)を提供し、受け付けるものとする。この場合における事務取扱については、Web 口座振替受付サービス提供ベンダー及び各取扱金融機関等との間で別に定める。
- 2 1の場合において、本市ウェブサイト又はWeb 口座振替受付サービスの画面上で約定(別紙

1) 又はそれに類するものを明示するものとし、納付義務者から Web 口座振替受付サービスでの申込みを受け付けたときは、当該納付義務者が約定に同意したとみなすものとする。

#### 第7 口座振替申込手続きにおける押印省略

第5の4の(2)に定める項目のうち通帳届出印については、口座振替申込手続きを Web 口座振替受付サービス又は本市及び取扱金融機関等において合意の上別途定める方法により行うときは、省略することができるものとする。この場合において、通帳届出印に代わる本人確認の手続きは行うものとする。

#### 第8 口座振替の開始の通知

本市は、第5及び第6の規定により口座振替の申込みを受けた時は、市税等の各納期に応じ、口座振替の開始時期及び申込みのあった口座登録情報について納付義務者に通知する。

#### 第9 口座振替の開始時期

- 1 口座振替の開始時期については、納付義務者が申込みを行い、取扱金融機関等が依頼書を受理した日が属する月の翌月以降最も早く到来する振替日からとする。ただし、郡山市 Web 口座振替受付サービスにより申込みを行ったときは、各受付月の10日までに申し込んだ場合にあっては当月以降、それ以外の場合にあっては翌月以降で、最も早く到来する振替日からとする。
- 2 各税目等における申込月ごとの口座振替の開始時期については、別表1を目安とする。ただし、これによらない場合もある。
- 3 納付義務者は、口座振替の開始時期について、1及び2に規定する開始時期以降の時期を指定することができる。

#### 第10 口座振替の請求

- 1 本市は、振替日の5営業日前までに、口座振替請求を行う対象者の氏名及び金額、指定預貯金口座並びに税目及びその期別(以下「請求情報」という。)を取扱金融機関等ごと、かつ、その店舗ごとに取りまとめ、次に掲げる手続により、各取扱金融機関等に対し口座振替の請求を行う。
  - (1) 納付書による振替を行う取扱金融機関等(以下「納付書取扱金融機関等」という。)へは、請求情報の一覧表及び対象の納付書を、郵送にて送付する。
  - (2) 記録媒体による振替を行う取扱金融機関等(以下「記録媒体取扱金融機関等」という。)へは、請求情報の内容を記録した記録媒体を、本市の窓口にて受け渡す。
  - (3) データ伝送方式による振替を行う取扱金融機関等(以下「データ伝送取扱金融機関等」という。)へは、請求情報の内容の電子データを口座振替集中サービス(市税等の口座振替に係る請求及び結果に係る電子データを、LGWAN回線を利用した伝送方式により一括して授受を行うサービスのことをいう。)により送付する。
- 2 本市は、1による請求を行うときは、納付書送付書兼口座振替済通知書(第4号様式)を合わせて当該取扱金融機関等へ送付する。
- 3 1の(2)及び(3)に定める請求情報の内容については、一般社団法人全国銀行協会が定めるデータ仕様により作成するものとする。

4 本市は、1による請求の後、納付義務者の都合等により振替の停止をする場合には、対象税目、対象者の氏名及び指定預貯金口座の情報を当該取扱金融機関等に通知する。

#### 第11 振替日

振替日は、各納期の最終日とする。

#### 第12 口座振替の手続

口座振替は、取扱金融機関等が納付義務者の指定預貯金口座から第10に規定する納付書、媒体又は電子データに基づき、これらに記載された金額を振替日に指定預貯金口座から引き落とし、本市が指定する預金口座へ入金することにより行う。

#### 第13 領収証書の省略

- 1 本市は、指定預貯金口座の預貯金通帳への記載をもって、口座振替した市税等に係る領収証書の交付に代えることができる。
- 2 軽自動車税を口座振替により納付した納付義務者には、納税証明書（継続検査用）を送付するものとする。ただし、継続検査を必要としない車両に対しては、これを省略する場合もある。
- 3 納付義務者から住民税・所得税の申告のため、自己の市税等の納付額の確認の申出があったときは、当該納付義務者に対し市税等の納付額を通知するものとする。

#### 第14 振替結果の送付

- 1 取扱金融機関等は、振替処理後、振替の結果を納付書送付書兼口座振替済通知書（第4号様式）に記入し、振替日から3営業日までに指定金融機関の取りまとめ店を通じて本市に送付する。
- 2 記録媒体取扱金融機関等は、1によるもののほか、振替結果を電子データとして記録した記録媒体を本市に送付する。
- 3 データ伝送取扱金融機関等は、1によるもののほか、振替結果の電子データを口座振替集中サービスにより本市に送付する。

#### 第15 振替不能の取扱い

- 1 取扱金融機関等は、納付義務者の指定預貯金口座の残高不足等により振替不能が生じたときは、次の各号に定めるところにより通知する。
  - (1) 納付書取扱金融機関等は、第10の1の(1)の請求情報の一覧表にその事由を付し、本市に送付する。
  - (2) 記録媒体取扱金融機関等は、その事由を電子データ上に入力するとともに、振替不能者の一覧表を作成し、本市に送付する。
  - (3) データ伝送取扱金融機関等は、その事由を電子データ上に入力し、口座振替集中サービスを通じて本市に送信する。
- 2 振替不能の事由については、一般社団法人全国銀行協会が定めるコード表(別表2)を基準とする。
- 3 本市は、1による通知があったときは、該当の納付義務者に対して納付書又は督促状の送付

その他の必要な措置をとるものとする。

## 第16 口座振替の変更

- 1 納付義務者は、口座振替の申込み後に次に掲げるような登録内容の変更ができるものとする。
  - (1) 金融機関、店舗、預金種別、口座番号又は口座名義人等の変更
  - (2) 振替方法の変更
  - (3) 口座振替をする税目等の追加
- 2 口座振替の変更手続は第5から第9の規定を準用する。
- 3 取扱金融機関等の都合により登録口座の情報が変更となることが当該取扱金融機関等から通知された場合、本市は、納付義務者からの変更手続がなくとも登録内容を修正することができる。

## 第17 口座振替の廃止

- 1 納付義務者は、指定預貯金口座を廃止することができる。その場合における手続は、第5の規定を準用する。
- 2 本市は、納付義務者が5年以上にわたり継続して口座振替の実績がない、口座名義人が死亡し口座凍結のおそれがある等の理由により口座振替による納付が適当でないと認めた時は、当該納付義務者に係る口座振替を取りやめることができる。
- 3 2の規定により口座振替を取りやめたときは、当該納付義務者にその旨を通知する。

## 第18 全期前納の取扱い

- 1 全期前納による口座振替が可能である市税等の種類については、第2の(1)(2)及び(4)とする。
- 2 全期前納による口座振替は、当該税目等の第1期納期限に行う。年度途中で納付義務者から全期前納による口座振替の申込みがあった場合又は全期前納への振替方法の変更の申込みがあった場合は、その年度における当該税目等の第1期納期限の前月以前の申込みである場合を除き、翌年度分からの変更とし、その年度における当該税目等の口座振替は期別で行う。
- 3 全期前納による口座振替の納付義務者が振替不能となった場合、その年度における当該税目等の口座振替は第2期以降から期別で行う。

## 第17 委任

この要領に定めるもののほか、口座振替の事務の取扱いに関し必要な事項は、市長が定める。

### 附 則

#### 1 施行期日

この要領は、令和6年1月4日から施行する。

#### 2 郡山市税等の口座振替事務取扱要綱の廃止

郡山市税等の口座振替事務取扱要綱（平成9年4月1日制定）は、廃止する。

#### 1 施行期日

この要領は、令和8年4月1日から施行する。

第1号様式

郡山市

市税等

預金口座振替依頼書  
自動払込利用申込書

※この申込によるゆうちょ銀行の申込みは登録のみとなります。

登録

廃止

記入例を確認のうえ、ご記入ください。

取扱金融機関 様

金融機関提出用

私は市税等を口座振替(自動払込み)の方法により納付したいので、依頼書控(3枚目)裏面の約定を確認のうえ依頼します。

※各税目等の振替日は、各支払月の月末(土、日、祝日の場合は翌営業日)です。  
※ゆうちょ銀行をご指定の場合は、自動払込み規定が適用されます。

納税(納入)義務者※	住所 〒		
	フリガナ		
	氏名		
	生年月日	W. T. S. H	年 月 日生
	電話番号	( )	—
	日中の連絡先	( )	—
	(携帯電話等)		

指定口座	金融機関 (ゆうちょ銀行以外)	銀行 企業 協会 農協	本店 支店 支店	振替種別 1. 普通(貯蓄) 2. 当座 3. 納税準備	口座番号(右つめて記入)	提出印   2枚目以降にも 捺印してください	
	ゆうちょ銀行	種別	記号	※	口座番号(右つめて記入)		※裏は、連絡の取れないハイワンと数字がある場合はのみご記入ください。
	住所						
	フリガナ						
氏名							

※預金種別「3. 納税準備」は、市県民税(普通徴収)・固定資産税・軽自動車税・国民健康保険税(普通徴収)のみご登録できます。

※振替方法(「全額」、「期別」)の記入がない場合は「期別」とみなしますので、あらかじめご了承ください。

お申込税目等と振替方法を○で囲んでください。	払込先加入者名	郡山市会計管理署	払込口座番号	02240-6-960566	
	お申込税目等	振替方法	お問合せ(宛名)番号		
	<input type="radio"/>			個人(法人)名義分	
	<input type="radio"/>			共有名義分	
	<input type="radio"/>				
	<input type="radio"/>				
	<input type="radio"/>				
	<input type="radio"/>				
	<input type="radio"/>				
	<input type="radio"/>				

振替(払込)開始希望年月  
年 月

金融機関処理欄	指定口座 金融機関コード 支店コード	金融機関受付日 年 月 日	金融機関受付印 (取扱い日捺印)
---------	-----------------------	------------------	---------------------

第2号様式

郡山市

市税等

預金口座振替依頼書  
自動払込受付通知書

※この様式によるゆうちょ銀行の申し込みは登録のみとなります。

登録

廃止

郡山市長様

郡山市保管用

私は市税等を口座振替(自動払込み)の方法により納付したいので、依頼者控(3枚目)裏面の約定を確認のうえ依頼します。

※各税目等の振替日は、各支払月の月末(土、日、祝日の場合は翌営業日)です。  
※ゆうちょ銀行をご指定の場合は、自動払込み規定が適用されます。

納税(納入)義務者※	住所 〒	-									
	フリガナ										
	氏名										
	生年月日	M.	T.	S.	H.	年	月	日生			
	電話番号	( )	-								
日中の連絡先 (携帯電話等)	( )	-									

指定口座	金融機関 (ゆうちょ銀行以外)	ゆうちょ銀行										提出印		
	種別	30	口座番号(右つめて記入)											
	記号													※欄は、通帳の記帳の他にハイフンと数字がある場合のみご記入ください。
	口座番号(右つめて記入)													
住所														
フリガナ														
氏名														

※預金種別「3、納税準備」は、市県民税(普通徴収)・固定資産税・軽自動車税・国民健康保険税(普通徴収)のみご登録できます。

※振替方法(「全期」、「期別」)の記入がない場合は「期別」とみなしますので、あらかじめご了承ください。

お申込税目等と振替方法を○で囲んでください。	払込先加入者名	郡山市会計管理者	払込口座番号	02240-6-960566
	お申込税目等	振替方法	お問合せ(宛名)番号	
	○		個人(法人)名義分	
	○		共有名義分	
	○			
	○			
	○			
	○			
	○			
	○			

振替(払込)開始希望年月
年 月

金融機関・郡山市総理棟	指定口座	金融機関発行印 (取捨店日附印)
郡山市受付日	金融機関コード	支店コード
宛名番号		
	金融機関受付日	
	年 月 日	



納付書送付書兼口座振替済通知書

年 月 日

郡山市長

年度

御中

振替日 年 月 日 ( )

No.	税・料目コード	税(料)目	依頼件数	依頼金額	振替済件数	振替済金額	振替不能件数	振替不能金額
	合計		件	円	件	円	件	円

上記のとおり報告します。 年 月 日

取扱金融機関等

印

郡山市⇒金融機関等⇒郡山市

## 約 定

- 1 振替日は、納期の最終日とする。
- 2 預貯金の支払手続きについては、口座勘定約定又は預貯金約（規）定にかかわらず、私（口座名義人）が行うべき当座小切手の振出又は預貯金通帳及び預貯金払戻請求書の提出などせず、取扱金融機関等において所定の方法で処理してください。
- 3 指定預貯金口座の残高が振替日において、納付書の金額に満たない場合は、私（口座名義人）に通知する事なく納付書等を返却されても異議ありません。
- 4 納税（納入）義務者に係る過誤納金について、直接還付請求のないときは、口座振替依頼書による指定口座への払込を承諾します。
- 5 振替の開始は、振替（払込）開始希望年月又は、取扱金融機関等が振替納入の承認をした日の属する月の翌月以降最初に到来する納期からとし、口座振替開始通知書の発送後とする。
- 6 振替の廃止は、取扱金融機関等の窓口で申し込むものとし、取扱金融機関等が振替納入の廃止を承認した日の属する月の翌月以降最初に到来する納期からとする。
- 7 領収書は、預貯金通帳への記帳により省略してさしつかえありません。
- 8 この契約は、取扱金融機関等又は郡山市が必要と認めるときは解約されても異議ありません。
- 9 この取扱について、万一紛議が生じても取扱金融機関等の責によるものを除き、取扱金融機関等に迷惑をかけません。

### 注意

- ・ 残高不足等で口座振替不能となった場合、再振替は実施しておりません。
- ・ 納期限が過ぎたものについては、口座振替できません。
- ・ 固定資産税の所有者等についての変更があった場合で、変更後も口座振替による納付を希望されるときは、新たに口座振替の申込が必要となります。
- ・ 口座振替の実績が5年間ない場合、この契約が解除される場合があります。
- ・ 全期前納の振替は、お申込税目等の第1期の振替日に行います。
- ・ 第1期の振替日の属する月以降に全期前納の振替を申し込んだ場合や、残高不足等で第1期の振替日に全期前納の振替ができなかった場合、その年度は第2期分以降から期別での振替になります。

別表1 年度の中途申込による振替開始目安時期一覧表

年度の中途申込による振替開始目安時期一覧表

税目等 受付月	( )内は納期の月									
	市県民税	固定資産税	軽自動車税	国民健康 保険税	後期高齢者 医療保険料	介護保険料	保育料・食材料 費・児童クラブ 使用料	市営住宅使用 料・駐車料	小口収入科目	
4月	1期(6月)	1期(5月)	全期(5月)	1期(7月)	1期(8月)	1期(7月)	5月分から	5月分から	5月分から	
5月	1期(6月)	2期(7月)	翌年度 全期(5月)	1期(7月)	1期(8月)	1期(7月)	6月分から	6月分から	6月分から	
6月	2期(8月)	2期(7月)		1期(7月)	1期(8月)	1期(7月)	7月分から	7月分から	7月分から	
7月	2期(8月)	3期(9月)		2期(8月)	1期(8月)	2期(8月)	8月分から	8月分から	8月分から	
8月	3期(10月)	3期(9月)		3期(9月)	2期(9月)	3期(9月)	9月分から	9月分から	9月分から	
9月	3期(10月)	4期(12月)		4期(10月)	3期(10月)	4期(10月)	10月分から	10月分から	10月分から	
10月	4期(1月)	4期(12月)		5期(11月)	4期(11月)	5期(11月)	11月分から	11月分から	11月分から	
11月	4期(1月)	4期(12月)		6期(12月)	5期(12月)	6期(12月)	12月分から	12月分から	12月分から	
12月	4期(1月)	翌年度 1期(5月)		7期(1月)	6期(1月)	7期(1月)	1月分から	1月分から	1月分から	
1月	翌年度 1期(6月)	翌年度 1期(5月)		8期(2月)	7期(2月)	8期(2月)	2月分から	2月分から	2月分から	
2月	翌年度 1期(6月)	翌年度 1期(5月)		9期(3月)	翌年度 1期(8月)	9期(3月)	3月分から	3月分から	3月分から	
3月	翌年度 1期(6月)	翌年度 1期(5月)	翌年度 1期(7月)	翌年度 1期(8月)	翌年度 1期(7月)	翌年度 4月分から	翌年度 4月分から	翌年度 4月分から		

※Web口座振替受付サービスによる申込みによっては、各受付月の10日までに申し込んだ場合にあっては、当月以降、それ以外の場合にあっては翌月以降、最も早く到来する納期限から振替開始とする。

別表2 振替不能事由コード一覧

コード	事由	内容
1	資金不足	○預金残高不足
2	預金取引なし	○預金取引なし(口座解約済、該当口座なし) ○店番号・預金種目・口座番号・名義等相違
3	預金者の都合による振替停止	○預金者からの依頼による振替停止 ○諸届(死亡、相続、代弁、差押等)に伴う振替停止
4	預金口座振替依頼書なし	○依頼書未提出 ○依頼書不備返却中 ○預金口座振替契約解約済
8	委託者の都合による振替停止	○委託者(本市)からの依頼による振替停止
9	その他	○データフォーマット上の不備等 ○その他